

福岡県

福岡市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]

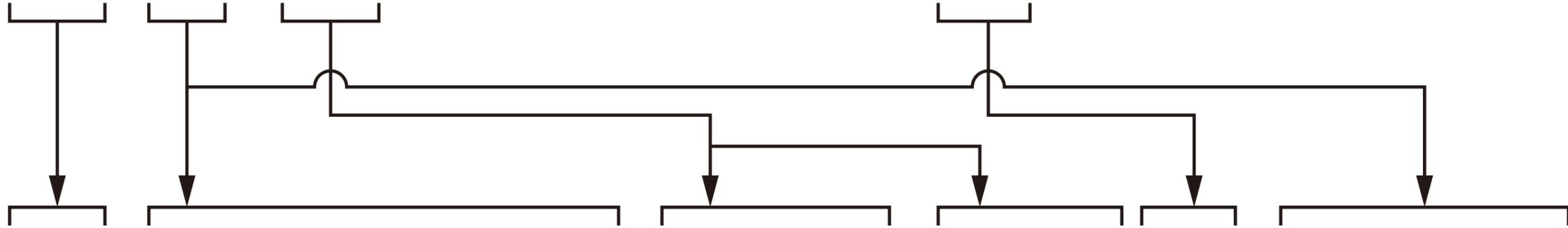
[改定後]



お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第2区	第3区	第5区
	福岡市 中央区 福岡市 南区 福岡市 城南区	福岡市 早良区 西区	



新選挙区	福岡市 中央区 福岡市 南区 那の川一丁目、那の川二丁目（1番から4番まで）、大楠一丁目～三丁目、清水一丁目～四丁目、玉川町、塩原一丁目～四丁目、大橋団地、大橋一丁目～四丁目、高木一丁目～三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目～五丁目、折立町、横手一丁目～四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、日佐一丁目、日佐二丁目、日佐四丁目、日佐五丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目～五丁目、多賀一丁目、多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目～四丁目、若久団地、若久一丁目～六丁目、三宅一丁目～三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目～四丁目、野多目一丁目～三丁目、野多目四丁目（1番から13番まで、18番1号から18番14号まで、18番61号から18番82号まで及び19番から30番まで）、野多目五丁目、老司一丁目（1番1号から1番17号まで、1番26号から1番48号まで、2番から4番まで、5番18号から5番36号まで、6番及び7番9号から7番28号まで）、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、血山一丁目～四丁目、中尾一丁目～三丁目、花畑一丁目～四丁目、屋形原一丁目～五丁目、鶴田四丁目（1番1号から1番8号まで、1番44号から1番47号まで、3番5号から3番24号まで及び3番38号から3番54号まで）、長丘一丁目～五丁目、長住一丁目～七丁目、西長住一丁目～三丁目、大字桧原、桧原一丁目～七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目（1番から25番まで及び27番から53番まで）、柏原三丁目～七丁目	福岡市 城南区 鳥飼四丁目～七丁目、別府団地、別府一丁目～七丁目、城西団地、荒江団地、荒江一丁目、飯倉一丁目、田島一丁目～六丁目、茶山一丁目～六丁目、金山団地、七隈一丁目、七隈二丁目、七隈三丁目（1番から5番まで、8番24号、8番31号から8番44号まで、15番から19番まで、20番1号から20番4号まで及び20番25号から20番67号まで）、松山一丁目、松山二丁目、友丘一丁目～六丁目、友泉亭、長尾一丁目～五丁目、樋井川一丁目～七丁目、宝台団地、堤団地、堤一丁目、堤二丁目、東油山一丁目～六丁目、大字東油山、大字片江、片江一丁目～五丁目、南片江一丁目～六丁目、西片江一丁目、西片江二丁目、神松寺一丁目～三丁目	福岡市 城南区 第2区に 属しない区域	福岡市 早良区 西区	福岡市 南区 第2区に属しない区域
	第2区	第3区	第5区		

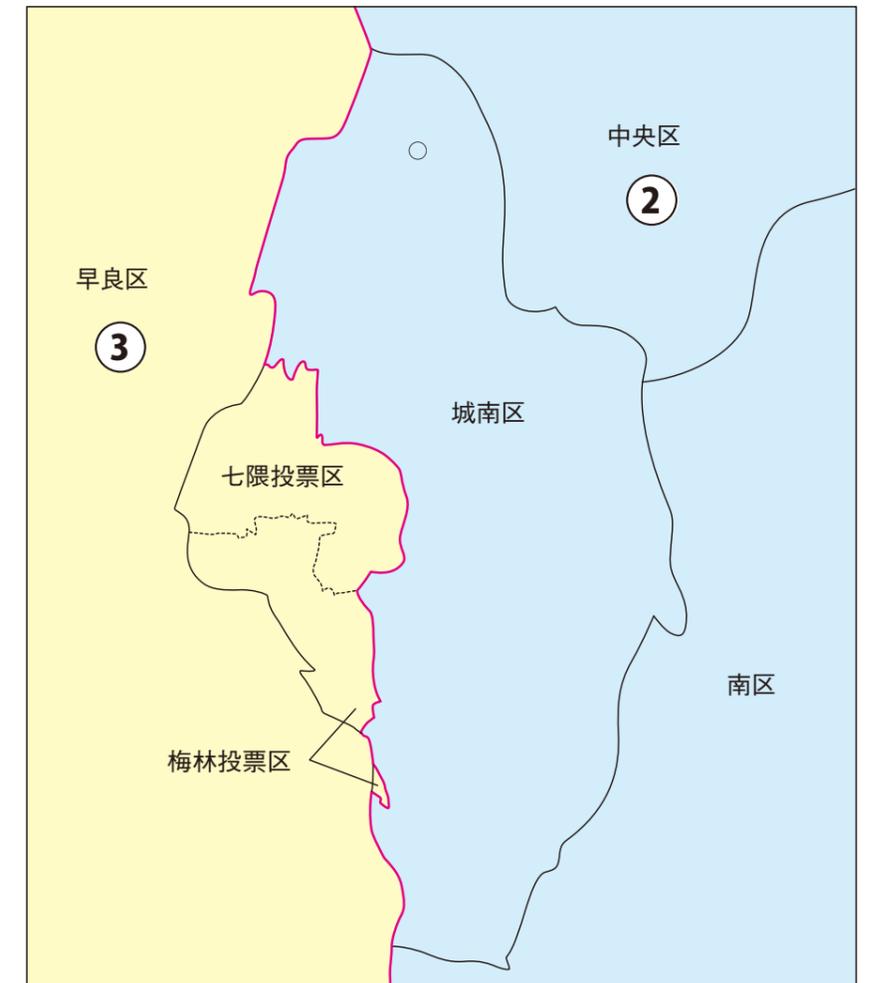
福岡県

福岡市城南区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]

[改定後]



○:区役所
丸数字は選挙区番号

○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

福岡市城南区

第2区の区域

鳥飼四丁目、鳥飼五丁目、鳥飼六丁目、鳥飼七丁目、別府団地、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目、別府五丁目、別府六丁目、別府七丁目、城西団地、荒江団地、荒江一丁目、飯倉一丁目、田島一丁目、田島二丁目、田島三丁目、田島四丁目、田島五丁目、田島六丁目、茶山一丁目、茶山二丁目、茶山三丁目、茶山四丁目、茶山五丁目、茶山六丁目、金山団地、七隈一丁目、七隈二丁目、七隈三丁目(1番から5番まで、8番24号、8番31号から8番44号まで、15番から19番まで、20番1号から20番4号まで及び20番25号から20番67号まで)、松山一丁目、松山二丁目、友丘一丁目、友丘二丁目、友丘三丁目、友丘四丁目、友丘五丁目、友丘六丁目、友泉亭、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、樋井川一丁目、樋井川二丁目、樋井川三丁目、樋井川四丁目、樋井川五丁目、樋井川六丁目、樋井川七丁目、宝台団地、堤団地、堤一丁目、堤二丁目、東油山一丁目、東油山二丁目、東油山三丁目、東油山四丁目、東油山五丁目、東油山六丁目、大字東油山、大字片江、片江一丁目、片江二丁目、片江三丁目、片江四丁目、片江五丁目、南片江一丁目、南片江二丁目、南片江三丁目、南片江四丁目、南片江五丁目、南片江六丁目、西片江一丁目、西片江二丁目、神松寺一丁目、神松寺二丁目、神松寺三丁目

第3区の区域

【七隈投票区、梅林投票区に属する区域】

七隈三丁目(6番、7番、8番1号から8番23号まで、8番25号から8番30号まで、8番45号、8番46号、9番から14番まで、20番5号から20番24号まで及び21番から23番まで)、七隈四丁目、七隈五丁目、七隈六丁目、七隈七丁目、七隈八丁目、干隈一丁目、干隈二丁目、梅林一丁目、梅林二丁目、梅林三丁目、梅林四丁目、梅林五丁目、大字梅林

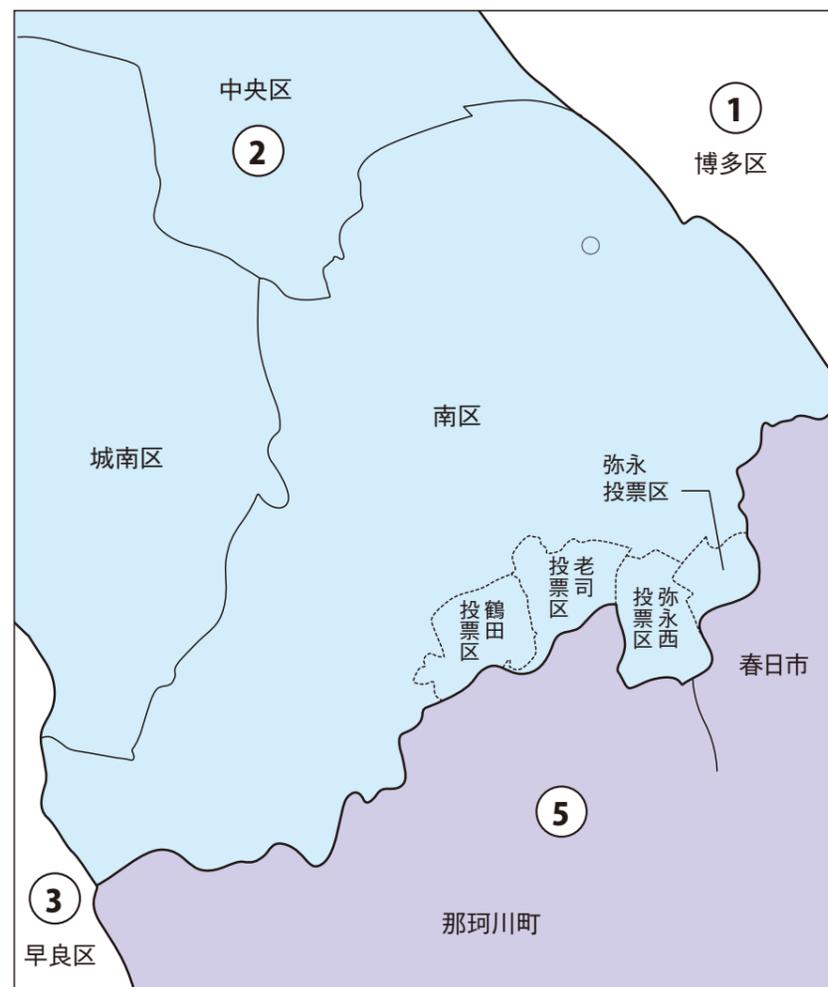
福岡県

福岡市南区

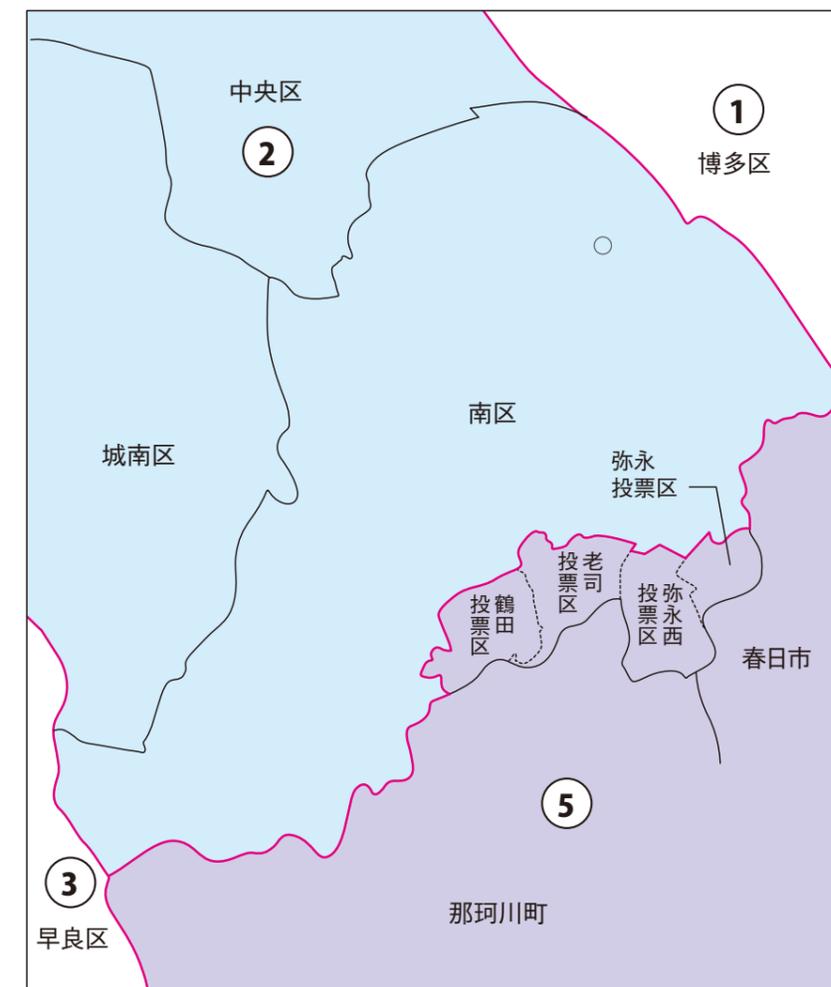
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]

[改定後]



○:区役所
丸数字は選挙区番号



○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

福岡市南区

第2区の区域

那の川一丁目、那の川二丁目(1番から4番まで)、大楠一丁目、大楠二丁目、大楠三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、玉川町、塩原一丁目、塩原二丁目、塩原三丁目、塩原四丁目、大橋団地、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、大橋四丁目、高木一丁目、高木二丁目、高木三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目、井尻二丁目、井尻三丁目、井尻四丁目、井尻五丁目、折立町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、横手四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、日佐一丁目、日佐二丁目、日佐四丁目、日佐五丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目、高宮二丁目、高宮三丁目、高宮四丁目、高宮五丁目、多賀一丁目、多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目、野間二丁目、野間三丁目、野間四丁目、若久団地、若久一丁目、若久二丁目、若久三丁目、若久四丁目、若久五丁目、若久六丁目、三宅一丁目、三宅二丁目、三宅三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、和田四丁目、野多目一丁目、野多目二丁目、野多目三丁目、野多目四丁目(1番から13番まで、18番1号から18番14号まで、18番61号から18番82号まで及び19番から30番まで)、野多目五丁目、老司一丁目(1番1号から1番17号まで、1番26号から1番48号まで、2番から4番まで、5番18号から5番36号まで、6番及び7番9号から7番28号まで)、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、皿山一丁目、皿山二丁目、皿山三丁目、皿山四丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、屋形原一丁目、屋形原二丁目、屋形原三丁目、屋形原四丁目、屋形原五丁目、鶴田四丁目(1番1号から1番8号まで、1番44号から1番47号まで、3番5号から3番24号まで及び3番38号から3番54号まで)、長丘一丁目、長丘二丁目、長丘三丁目、長丘四丁目、長丘五丁目、長住一丁目、長住二丁目、長住三丁目、長住四丁目、長住五丁目、長住六丁目、長住七丁目、西長住一丁目、西長住二丁目、西長住三丁目、大字桧原、桧原一丁目、桧原二丁目、桧原三丁目、桧原四丁目、桧原五丁目、桧原六丁目、桧原七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目(1番から25番まで及び27番から53番まで)、柏原三丁目、柏原四丁目、柏原五丁目、柏原六丁目、柏原七丁目

第5区の区域

【弥永投票区、弥永西投票区、老司投票区、鶴田投票区に属する区域】

日佐三丁目、警弥郷一丁目、警弥郷二丁目、警弥郷三丁目、柳瀬一丁目、柳瀬二丁目、弥永一丁目、弥永二丁目、弥永三丁目、弥永四丁目、弥永五丁目、弥永団地、野多目四丁目(14番から17番まで、18番15号から18番60号まで、31番及び32番)、野多目六丁目、老司一丁目(1番18号から1番25号まで、5番1号から5番17号まで、5番37号から5番53号まで、7番1号から7番8号まで、7番29号から7番39号まで及び8番から35番まで)、老司二丁目、老司三丁目、老司四丁目、老司五丁目、鶴田一丁目、鶴田二丁目、鶴田三丁目、鶴田四丁目(1番9号から1番43号まで、2番、3番1号から3番4号まで、3番25号から3番37号まで、3番55号から3番60号まで及び4番から54番まで)、柏原一丁目(26番)、柏原二丁目